

# 養父市農業委員会

## 第30回会議録

令和7年3月25日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第30回会議録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第96号 農用地利用集積計画の承認について

議案第97号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第98号 非農地証明交付申請の承認について

議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

### 報告事項

報告① 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

報告④ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告⑤ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員(11名)

1番 谷垣重俊

2番 吉村英之

3番 藤原健次

6番 濱田房子

7番 珍坂聡

8番 圓山満

9番 山根達夫

10番 藤原義幸

11番 木下計介

12番 秋山博

13番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員(2名)

4番 坂本光

5番 前川章

### 6. 出席推進委員(9名)

14番 小林誠

15番 内田重雄

16番 齋藤隆之

18番 谷村昭雄

19番 藤本浩一郎

20番 栗田匡晃

23番 宇佐見孝一

24番 井上勝雄

25番 米田渡

### 7. 欠席推進委員(2名)

17番 荒木奈見

22番 上垣美由紀

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 西村 陽聖

山根会長： 数日前から暖かい日が続き、皆さん、農作業のほう準備が忙しくなると思います。そして今日は暖かく、黄砂や花粉が多く飛んでいて、私個人的にもちょっとつらいなというところもあります。

本日も慎重審議、よろしくお願いいいたします。

事務局： それでは、初めに会議の成立を報告いたします。本日出席、農業委員13名中、11名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員については、9名の出席ですので併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、山根会長、お願いいいたします。

議長： それでは、始めさせてもらいます。

養父市農業委員会会議規則第16条により、議事録署名農業委員を指名いたします。今日は、3番の藤原健次農業委員と6番の濱田農業委員にお願いいたしたいと思います。

それでは、議事に入ります。議案第96号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 1ページを御覧ください。議案第96号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は令和7年3月28日を予定しています。

利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が55,149平方メートル、46筆、畑が1,523平方メートル、13筆、合計が56,672平方メートル、59筆です。利用権の設定を受ける戸数は30戸、利用権を設定する戸数は24戸となっています。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が42筆、31,178平方メートル、うち新規が17筆、19,748平方メートル、再設定が25筆、11,430平方メートル、解除条件付使用貸借が2筆、1,856平方メートルです。賃貸借権が15筆、23,638平方メートル、うち新規が8筆、9,964平方メートル、再設定が7筆、13,674平方メートルです。利用権の始期は公告日からで、契約年数につきましては、1年契約が1筆、2,248平方メートル、2年契約が3筆、2,191平方メートル、3年契約が1筆、1,111平方メートル、4年契約が4筆、6,363平方メートル、5年契約が6筆、12,446平方メートル、7年契約が1筆、278平方メートル、9年契約が2筆、2,154平方メートル、10年契約が41筆、29,881平方メートルとなっています。詳細については、次ページ以降に記載をしております。

10ページ目、25番、26番につきましては、有限会社、株式会社による解除条件付の使用貸借になります。27番、28番は農事組合法人による使用貸借になります。

11ページ目からが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和18年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第96号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第97号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 12ページを御覧ください。議案第97号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」です。公告は令和7年6月13日を予定しております。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が802平方メートル、1筆、合計802平方メートル、1筆です。設定を受ける戸数は1戸、設定をする戸数は1戸となっています。

次に、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に見ますと、使用貸借権が1筆、802平方メートル、うち新規が1筆、802平方メートルとなっております。始期は公告日からで契約年数は10年、1筆、802平方メートルです。詳細については次ページ以降に記載をしております。

貸借期間は令和18年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第97号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第98号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 14ページを御覧ください。議案第98号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、八鹿町八木の土地2筆で、面積が419平方メートルです。所有者は豊岡市の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは15ページから19ページとなっております。

2番、八鹿町八鹿の土地1筆で、面積が155平方メートルです。所有者は豊岡市の方で、非農地の事由としましては、昭和60年頃から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは20ページから24ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町八木の件について、担当農業委員より説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひします。午前中は担当委員の方、現地確認御苦勞さまでした。関連ページになりますけれども、15ページから19ページですので、よろしくお願ひいたします。

まずは15ページ、位置図になりますけれども、写真の中央を走っている道路が国道9号線、右側が八鹿方面、左側が関宮方面になります。畑ケ中のバス停になるんですけども、関宮向きに約30メートルほど上がっていただくと、T字路があり畑ケ中区内に入る道になります。約50メートルほど北側に、赤丸の場所が、今回の場所になるわけですけど、16ページの航空写真と17ページの字限図の赤枠にした2か所の部分が、今回の申請地になるわけでございます。

18ページが今回の現況写真になります。六反畑633番、左の写真になりますけれども、ここ宅地、家の真ん前になるわけなんですけれども、コンクリートで舗装をもうされており、庭に完全になっております。ということで、下は元に戻すことがなかなかできないということになっております。

続きまして、635番になります。家の真裏側になります。少々雪の加減で分かりにくいと思いますが、東側に、というと下の写真ですね。東側に小

屋が、それから西側にはもう蔵が建っております。この間に残った残地も含メートル部分が今回の申請地になります。

相続者も家を出られ農地も活用もないようで、残地部分には蔵を触ったときの残土や、碎石等も置かれ、今後は空き家として売却をされることを考えておられます。申請地は始末書にもありますけども、昭和40年頃には宅地化をしておりまして、相続され売却に伴い地目の変更がなされず、農地のままだったことが後で分かったということで、現況に合った地目への変更申請に至りました。これに関しましては、地域の同意も得られ始末書も提出されておりますので、問題ない案件かと思われます。御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今朝ほど現地に行って確認してまいりました。今、秋山委員が言われたとおりで、農地に復活は厳しいと思ひます。ましてや、正面のほうはコンクリート等で打ってあつて難しいかなと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中、現地確認を行いました。先ほど秋山委員と珍坂委員の説明のとおりだと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第98号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。地図が20ページ、21ページを見ていただいたら分かるんですけども、上下に道が走っておりまして、上向きに八鹿駅、下向きに町内に入っていく道になります。これは中ほどの道というんですか、上の道に面したところで、ここの22ページの字限図の赤枠のところ申請地になります。この23ページにありますように、この建物がここの赤枠の中に入っておりまして、現況復帰等々は困難かなと思います。

また、始末書にありますように、長年こういう状況にあったということで、審議のほうよろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。先ほど珍坂委員のほうから説明があったとおりであります。22ページ、23ページ見ていただいたら分かりますように、ここが畑地なんですけれども、地目的には、右側にある写真のとおり、屋根が出て、下はもちろんコンクリート等してありますし、とてもじゃないですけども、農地に復帰ということは不可能というふうに判断しました。ですから、皆さんも御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 失礼します。先ほど農業委員さんが言われたとおりのことでございます。本人さんも住んでおられない中、売却のほうを考えているということなので、よろしくお願いたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第98号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：25ページを御覧ください。議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町八鹿の土地1筆、面積は360平方メートルです。貸付人は養父市八鹿町八鹿の方、借受人は豊岡市日高町の方です。申請地内に一般住宅及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、設定する権利は使用貸借権です。関連ページは26ページから31ページです。

申請番号2番、養父市八鹿町宿南の土地1筆、面積は46平方メートルです。譲渡人は大阪府吹田市の方、譲受人は養父市八鹿町宿南の方です。譲渡人が空き家となっている実家等の整理を行う際に、農地転用の許可を得ず、露天駐車場として使用しておりましたので、事後の転用申請となります。本来であれば、4条申請として受けるものですが、今回は近隣に住む方がそのまま譲り受けたいということですので、所有権移転を伴う5条として受け付けております。関連ページは32ページから36ページです。

申請番号3番、養父市建屋の土地1筆、面積は746平方メートルです。貸付人は養父市森の方、借受人は養父市森の有限会社です。現在、隣接地を露天資材置場として利用していますが、業務の見直しを行う中で、安全性や効率性を確保するためには現在の規模だと不足していることと判断し、申請地に露天資材置場を拡大することが転用の目的です。設定する権利は賃借権です。関連ページは37ページから40ページです。

申請番号4番、養父市大屋町宮垣の土地2筆、合計面積は1,577平方メートルです。貸付人は養父市大屋町若杉の方、借受人は養父市大屋町大屋市場の方です。飼育頭数の増加に伴い、既存牛舎に近接している申請地内に牛舎及び堆肥調整舎を建設することが転用の目的です。設定する権利は使用貸借権です。関連ページは41ページから53ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町八鹿の権について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員：7番、珍坂です。場所は、26ページの航空写真を見ていただいたら、上が八鹿ですか、下が関宮向き、沖田の信号から関宮を向いて左に入った、赤枠で囲ってあるところが申請地になります。28ページを見ていただいたら、赤丸で囲ってあります。その横、右横は1年ほど前ですか、申請させていただいて許可いただいたところになります。周りは、もうここ道路を挟んで向かいもまだ農地が

ありますけども、この近隣はここしかもう残ってないので、このまま許可をお願いしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしく申し上げます。午前中に現地を確認させていただきました。ただいま担当委員の方が詳しい説明をされたとおりでありますが、農地転用による一般住宅と露天駐車場の新設をされるようではありますが、近隣者というか隣接の地権者も、住宅を建設中で給排水路並びに日常の問題も双方で十分に考慮をされており、隣接ほ場への営農にも支障もないものと思われまので、本申請は許可相当かと思われま。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
14番、小林推進委員。

小林推進委員： すみません。先ほどの農業委員さんが言われたとおり、周りは道路と宅地が全部で何ら影響はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第99号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町宿南の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、事後の転用申請となりますが、同意書等の添付もあり、周辺の農地への影響もないことから、本議案を許可することについて、

農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。まず32ページ、33ページを見ていただきたいと思います。この申請地につきましては、ここに載っていますとおりの三角地でありまして、大変、耕して作物を作るといような場所ではございません。34、35ページを見ていただいても、そのとおりでございまして、三角地の、いわゆる部落の中の本当の庭みたいなところの一角であります。この現地を見てみますと、やはり始末書にもちょっと書かれているんですけども、自分の家を片づけるために差し迫って車の置き場所してしまったというようなんですけども、現地を見ますと本当に耕して畑を作ってどうのこうのという場所ではありませんし、また、周りを見ても宅地ばかりですので、致し方ないような現状であると思います。皆さんの御理解をいただきまして、この申請どおりお通しいただくように、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。午前中に現地は確認させていただきました。今、担当委員が説明されたとおりで、農地の事後転用ということにはなるわけなんですけれども、露天駐車場の申請であります。地域の同意も取られ給排水や日常的問題も、それから隣接ほ場にも影響がないものと思われま。本申請は許可相当と思われま。ので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。先ほど木下委員、秋山委員が言われたとおりで、問題ないと思われま。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第99号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決

することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長：ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の建屋の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号3番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地の区域内にありましたが、その区域からの除外申請があり、本年2月28日をもって除外が完了したため、農用地区域外となりました。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員：10番、藤原です。先ほどは現地確認、御苦労さんでございました。37ページに地図が出ておりますけども、上側が広谷、下側は建屋に行くほうになります。そのちょっと下側のところに区画がしてあるところが、今回の土地になります。

次、38ページにこの字限図が出ておりますけども、32-1がその土地になります。今回、申請に出ている土地の上側、27-1はもうここは資材置場として、造成されて使っておられます土地になります。

次、39ページ、この黄色いところがもう資材置場として利用されているところですね。今回、申請が出ているのがグリーンの32-1が申請の土地になります。それで、周辺ですけども土地の持ち主には了解を得ておられます。ここを結局埋め立てて、その黄色い土地と同じ並みにして、資材置場として利用されるようです。ということですね。

それで、40ページには、そういう使い方、土羽にしたり、法面にしたり、それから防草コンクリートですか、そういうふうにして水路とか、そういうのはそのまま現状として残して利用されるようです。

38ページに29番とか31-1、これはそのまま周辺の、まだここは農地になっ

ておりますけども、それには影響ないように造成されるようです。32-2とか、そちらは建屋川のほうになります。そこにもこの分に関しては、多分、管理道になると思うんですけど、そこにも土が流れないようにちゃんと土のうか何かで積まれて、造成されるようですので、この土地は農地転用というのが出ていなくて、ちょっと今回、農地除外になりましたので、5条申請をされたというわけですので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。本日今朝、現地を確認してまいりました。今、担当農業委員さんの説明があったように、周辺農地に入排水路ともに影響ないと思われま  
すので、大丈夫なのかなと思っております。審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第99の3番を採決いたします。本案を原案どおり決す  
ることに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしまし  
た。

続きまして、番号4番の大屋町宮垣の件について、事務局より農地法に基づ  
く農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号4番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基  
準による判断については、農用地になります。農用地では原則農地転用ができ  
ませんが、農用地の用途区分の変更申請があり、用途区分が農地から農業施設  
となっております。申請内容にあります牛舎や堆肥舎は、この農業用施設に当  
たるため、農地転用の対象となります。こちらの計画は、畜産クラスター事業  
を活用し建設するもので、既にその計画認定が間もなく下りる見込みとなっ  
ております。また、同意書の添付もあることから、計画日程及び内容からも事業  
の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可する  
ことについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられ  
ます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
次に、担当農業委員より説明を求めます。  
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今朝ほどは、現地確認のほうをありがとうございました。41ページの写真を見ていただきたいと思います。黄色の丸い印がしてあるところが申請地で、その右側に4つほど大きな建物がありますけれども、これが牛舎であります。その右側にありますのが、これが堆肥等処理する施設ということであります。この今の既に建っているものについては、令和2年に農業委員会で承認されて、建設されたものであります。そこに大屋町樽見という真ん中に文字がありますけれども、ちょうどこの土地は宮垣区なんですけど、ちょうどその樽見と隣接しているようなところに位置をしております。

42ページを見ていただきましたら、養父宍粟線の宮垣というところから高原をずっと上がってきましたところに、この該当の用地があります。今回、申請地が2つそこに赤字で書いてありますが、その間、それからその右に雑種地ということで、ここはもうこれを造成するときに雑種地の部分は、のり面というような形になっていたところでもあります。ここをならして1枚物にして、牛舎とそれから堆肥場を造るというようなことでもあります。

43ページのところに地図がございますけれども、ちょうど黄色い部分については、そこにありますように令和2年に農業委員会で許可をして、先ほど見ていただいた牛舎がもう既に建っているところでもあります。その赤枠で囲ってあるところの農地が今回のところでもあります。

次の44ページで拡大した地図を見ていただき見ましたら、①、②と、それからそのすぐ横に堆肥を処理するところ、これだけのところが今回の申請地があります。既に令和2年のときに許可をしたところについては、牛舎がそこにA、B、C、それからその横にもう一つ牛舎が4つ建っております、大体、今100頭ぐらいおるということでもあります。③と④については、これはその令和2年のときに許可した土地に、今後、牛舎をまた建てるということで、そこに書いてあります。

その牛舎は、どのような牛舎かという、45ページからずっとありますので、大体これで100頭ぐらい、また牛を飼うというようなことの計画をされているということでもあります。今、牛を飼っておられる方は大変若い方で、お父さんが近くのところ、たくさん牛を飼っておられるわけでもありますけれども、国からこういういろいろと許可を得、そしてお金を借りて、またこうして牛を飼っていくというようなことでもあります。以上であります。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 西谷です。ただいま谷垣農業委員のほうから、詳しく分かりやすく説明がありました。全くそのとおりでありまして、特に付け加えることはありません。許可相当だと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。  
20番、栗田推進委員。

栗田推進委員： 20番、栗田です。先ほど説明があったとおりで、やむを得ないと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第99号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」事務局より説明を求めます。

事務局： 54ページです。「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（貸借権の移転）」ということでございます。

届出番号1番、養父市場の土地1筆、面積が320平方メートルです。今回、この54ページ真ん中ほどの内容というところに再設定という文字がございます。先月の報告では移転ということで、現在作っておられる方から別の耕作者が作るという移転をしておりましたけれども、今回は再設定ということがございます。右側に被相続人のお名前を書かせていただきましたが、この方につきましては、自分の農地を中間管理機構に預け、その中間管理機構から自分が作るということで借りられているという設定をされておりましたが、この方が亡くなられたことによりまして、その権利が一度、農地中間管理機構、ひょうご農林機構のほうに戻ってきたところでございます。

ですので、真ん中ほど貸借権を設定する者につきましては、公益社団法人ひ

ようご農林機構となっております。そこから次は養父市奥米地の方がその耕作権を移転をするということで、照会が上がってまいりましたので、今回この件を報告をさせていただきました。

存続期間につきましては、令和18年3月31日までの設定ということになります。よろしくお願いをいたします。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②「農地の使用貸借の解約通知について」を事務局より説明を求めます。

事務局： 55ページです。報告②「農地の使用貸借の解約通知について」です。  
届出番号1番、八鹿町小佐の土地1筆で、面積は1,111平方メートルです。貸人は八鹿町小佐の方、借人も八鹿町小佐の方です。合意解約年月日は令和7年2月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作をされます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告③「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について」事務局より説明を求めます。

事務局： 56ページです。報告③「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について」です。  
届出番号1番、吉井の土地1筆で、面積が1,532平方メートルです。貸人は吉井の方、借人も吉井の方です。合意解約年月日は令和7年2月28日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の方が耕作をされます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局： 57ページを御覧ください。報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、大屋町宮本の土地1筆、面積が447平方メートルです。譲受人は三宅の方、譲渡人は千葉県市川市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が2月5日、許可日が2月18日となっています。

2番、広谷の土地1筆、面積が89平方メートルです。譲受人は広谷の方、譲渡人は十二所の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が2月5日、許可日が2月14日となっています。

3番、長野の土地5筆、面積が1,248平方メートルです。譲受人は明石市の方、譲渡人は奈良県奈良市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が2月5日、許可日が2月13日となっています。

4番、建屋の土地5筆、能座の土地2筆、合計面積が4,786平方メートルです。譲受人は上箇の方、譲渡人は東京都青梅市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が2月10日、許可日が2月18日となっています。

5番、八鹿町朝倉の土地3筆で、合計面積が3,398平方メートルです。譲受人は八鹿町朝倉の方、譲渡人は八鹿町朝倉の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が2月17日、許可日が2月25日となっています。

6番、尾崎の土地1筆、面積が1,158平方メートルです。譲受人は万久里の方、譲渡人は万久里の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が2月19日、許可日が2月27日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

小林推進委員： すみません。1番と3番と4番の件なんですけど、譲受人さんがえらい遠いところなんですけど、農地は管理されるんでしょうか。

事務局： 1番の方に関しましては、三宅から大屋町宮本、この申請地のところに引越しされます。

3番の方は、猟師さんなんですけど、営農計画書のほうにも年間100日程度、

こちらに滞在するとあり、果樹を栽培する予定だということです。長野にある空き家を購入して、申請書のほうにも売買契約書が添付されています。この購入した家の周りに、この申請地の5筆の農地があって、猟の仕事と併用して農地の管理に努めるとのことです。

4番ですが、4番の方も建屋、能座なんですけど、牛飼いの人なので管理はできると思います。以上です。

議長： よろしいですか。ほかにありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明を求めます。

事務局： 報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は八鹿町坂本の土地9筆、合計面積が2,694平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が平成31年1月9日、相続により所有権を取得しています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告⑥「農地法第5条第1項ただし書による公共事業における農地の転用について」事務局より説明を求めます。

事務局： 本日追加した資料を御覧ください。報告⑥「農地法第5条第1項ただし書による公共事業における農地の転用について」です。

届出番号1番、養父市大谷の土地1筆、面積は1,882平方メートルです。貸付人は養父市大谷の方、借受人は養父市災害復旧プロジェクトチームとなっております。転用の目的は、工事作業用の作業ヤードとなっております。転用の理由といたしましては、農業施設大谷橋の災害復旧に伴い、作業ヤードが必要となったためであります。事業の着手は令和6年12月から、事業の完了は令和8年3月となっております。以上です。

事務局： すみません。こちらにつきましては、少し私のほうから補足をさせていただきます。

きます。こちらの災害復旧なんですけども、令和5年の8月の台風災害で、養父市内で様々なところが災害を受けたというところなんですけども、その中の一つということで、特に小佐川水系の農地、農業施設がかなりの被害を受けました。

また、農地におきましては、宮垣とか別宮、それから葛畑、そういったようなところが災害を受けまして、今年度、本格的に災害復旧工事に当たり、簡単なものについては早めに終わっているというところなんですけども、この農道橋につきましてはかなり規模が大きく、また査定の変更の手続が必要だったと聞いておきまして、そうした関係で12月から着手だったということでもあります。

ただ、通常災害復旧の農地とか施設そのもの場合は、その農地と施設を直すということで、届出とか許可不要ということになるんですけども、こちらにつきましては、農道橋の復旧事業のためにクレーンを置いたりとかするというので、この養父市の災害復旧プロジェクトチームが借りるということになりますので、報告が必要なんですけども、ちょっとこちら私のほうも、もっと早く報告するように指示をしておけばよかったなというふうには思っておりますので、ちょっとそこについては申し訳なかったと思うんですけども、今現在、復旧事業は行われているというような状況となっております。

ほかにあと残っているのは、高柳辺りは、まだ残っているというような状況でございます。現在も工事、令和7年度ぐらいまでかかるというふう聞いております。ちょっと状況説明等も含めまして、報告をさせていただきます。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第30回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 山根達夫

署名委員 濱田房子

署名委員 藤原健次

